

富山西デイサービスセンター

(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団親和会が開設する富山西デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が実施する認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。事業所は要介護状態もしくは要支援状態又は事業対象者と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正な認知症対応型通所介護等のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要とされる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業所は、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者が住みなれた地域での生活を継続できるよう関係自治体、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の保険・医療又は福祉サービスを提供するものと密接な関係を保ち、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域住民との交流や地域活動への参加も図っていくものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|----------------------|----------|--------------|
| (1) 事業所名 | 富山西デイサービスセンター | | |
| (2) 開設年月日 | 令和5年12月1日 | | |
| (3) 所在地 | 富山県富山市婦中町下轡田 1010 番地 | | |
| (4) 電話番号 | 076-461-5175 | F A X 番号 | 076-461-5263 |
| (5) 管理者名 | 竹森 拓生 | | |

(従業員の職種、員数)

第4条 事業所の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名以上 |
| (3) 看護職員 | 1名以上 |

- (4) 介護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める従業員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業員及び業務の実施把握、その他業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者及び家族からの相談に関する援助、利用申し込みに係る調整、他の従業者に対する助言及び技術指導、他事業所との連携・調整を行う。
また、利用者の認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画(以下「認知症対応型通所介護計画等」という。)の作成を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救済措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活の支援を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、通所介護計画等に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護等を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、また機能の維持、向上のための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日 ～ 土曜日までとする。(祝祭日含む)
- (2) 年間の休日 日曜日、お盆、年末年始(お盆、年末年始に関しては、その年の曜日まわりにより決定する。)
- (3) 営業時間 9時00分 ～ 16時45分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、12名とする。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第8条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン(以下「居宅サービス計画等」という。)に基づき、生活相談員が作成した地域密着型認知症通所介護計画及び介護予防認知症通所介護計画等のサービスを提供するものとする。

- (1) 健康状態の確認、日常生活上の世話、介護及び送迎
- (2) 機能訓練及びレクリエーション
- (3) 生活相談 (相談・助言・援助等)

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額は、以下のとおりとする。

- (1) 介護保険負担割合証による保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費は、別に定める額による支払いを受ける。
- (3) 利用料として日用品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、以下のとおりとする。

富山市内（婦中町全域）

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたり、次の事項を留意するものとする。

- (1) 利用者はサービスの利用にあたって、必要に応じて医師の判断や利用当日の健康状態等を事業所に伝え、特に感染症などの疑いが少しでもあるような場合は、必ず事業所へ連絡し、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。
- (2) 喫煙は、敷地内全面禁煙とし、火気の取り扱いも厳禁とする。
- (3) 飲酒は、原則として禁止とする。
- (4) 設備・備品の利用は、丁寧に扱うとともに施設外に持ち出してはならない。
- (5) 多額の金銭及び貴重品は、原則持ち込まない。
- (6) 営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁止とする。
- (7) その他、他の利用者への迷惑行為は禁止とする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、管理者は災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を設置し、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数 : 年2回以上

(緊急時における対応方法)

第13条 サービス提供時に利用者の症状の急変、その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに看護師、同建物内の富山西リハビリテーション病院の医師(以下「医師」とする。)に報告し、状態を確認するとともに管理者へも報告とする。医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第 14 条 衛生管理等について以下のとおり定める。

- (1) 利用者の使用する建物、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
- (2) 事業所において感染症が発生、または蔓延しないように必要な措置を講じる体制を整備するとともに状況に応じ保健所の助言、相談を求める。

(苦情処理)

第 15 条 苦情処理について以下のとおり定める。

- (1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、必要な措置を講じる。
- (2) 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により富山市からの文書の提出や質問、照会に応じ調査にも協力するとともに富山市からの指導、助言を受けた場合は当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 個人情報の取り扱いについて以下のとおり定める。

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- (2) 事業所、職員が得た利用者とその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則、利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて、利用者又はその家族の了解を得るものとする。
- (3) 職員は、退職後も正当な理由がなく、在職中に知り得た利用者とその家族の情報を漏洩してはいけない。

(地域との連携)

第 17 条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその活動等との連携および協力を行うなど地域との交流を図るものとする。

- (1) 事業を行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- (2) 運営推進会議の構成員は利用者・利用者の家族・地域の民生委員・事業所を管轄する地域包括支援センター職員または市の職員・認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護についての知見者等とし、おおむね 6 か月に 1 回以上、運営推進会議を開催する。

(3) 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(4) 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待防止)

第18条 虐待防止の取り組みについて以下のとおり定める。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (2) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。
- (3) 措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 その他運営に関する留意事項を以下のとおり定める

- (1) 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団親和会の就業規則による。
- (3) 職員は、法人が実施する年1回の健康診断を受診すること。
- (4) 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から5年間は保存する。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議、または富山西リハビリテーション病院、富山西ョートステイの管理者などを含めた協議のうえで定めるものとする。

附則

令和	5年	12月	1日	施行
令和	6年	3月	11日	改定
令和	6年	4月	1日	改定
令和	7年	3月	1日	改定